

意見募集後の変更箇所

【意見募集時】

改正案	現行
<p>廃棄物処理施設の構造に関する基準 第2 定義 この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるほか、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）の例によるものとする。</p> <p>廃棄物処理施設の維持管理に関する基準 第2 定義 この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次の各号に掲げるものの例によるものとする。</p>	<p>廃棄物処理施設の構造に関する基準 第2 定義 この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるほか、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、<u>以下「共同命令」という。</u>）の例によるものとする。</p> <p>廃棄物処理施設の維持管理に関する基準 第2 定義 この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次の各号に掲げるものの例によるものとする。 <u>（4）共同命令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）</u></p>

【改正後】

改正後	改正前
<p>廃棄物処理施設の構造に関する基準 第2 定義 この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるほか、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める<u>省令</u>」（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）の例によるものとする。</p> <p>廃棄物処理施設の維持管理に関する基準 第2 定義 この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次の各号に掲げるものの例によるものとする。 （4）一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める<u>省令</u>（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）</p>	<p>廃棄物処理施設の構造に関する基準 第2 定義 この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるほか、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める<u>命令</u>」（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、<u>以下「共同命令」という。</u>）の例によるものとする。</p> <p>廃棄物処理施設の維持管理に関する基準 第2 定義 この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次の各号に掲げるものの例によるものとする。 （4）<u>共同命令</u> 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める<u>命令</u>（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）</p>